

## (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十六年七月一日

イ 第七条中国税通則法第七十四条の九の改正規定並びに附則第三十九条第二項及び第一百五十八条の規定

ロ 第十一条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定及び同法第三十四条の改正規定並びに附則第一百三十六条第四項の規定

二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日

イ 第一条中所得税法第一百二十二条第三項の改正規定及び附則第八条の規定

ロ 第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条第六项の改正規定、同法第十条の六第一項の改正規定（「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限る。）、同法第十三条第一項の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に「。以下この条において同じ」を加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を除く。）、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。）及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条、第五十三条第六項、第五十六条、第六十一条（第四項を除く。）、第六十三条及び第一百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年

法律第二十七号) 第九条第三項の改正規定（「第十五項」を「第二十  
五項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ハ 第十二条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための國  
外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。

一）並びに附則第一百三十七条第二項及び第一百六十二条（行政手続におけ  
る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三  
項の改正規定（「第四条第一項」の下に「若しくは第四条の三第一項  
「を加える部分に限る。」に限る。）の規定

三| 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日

イ 第一条中所得税法第三百三十二条第二項ただし書の改正規定及び附則第  
第九条の規定

ロ 第五条中相続税法第三十八条第四項ただし書の改正規定及び附則第  
三十七条第一項の規定

ハ 第七条中国税通則法第四十六条の改正規定、同条の次に一条を加え  
る改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十九条の改正規定

及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第三十九条第一項の規定  
ニ 第八条中国税徵収法第二条第十号の改正規定、同法第一百五十一条の  
見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定  
、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十二条の改正規定  
並びに附則第四十条第三項及び第四項の規定

ホ 第九条中租税特別措置法第六十六条の四の二第二項ただし書の改正  
の特例等に関する法律第十一条第四項の改正規定

ヘ 第十条中租税特別措置法第六十六条の四の二第二項ただし書の改正  
規定、同条第四項の改正規定、同条第五项第五号を同項第六号とし、  
同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条第六項の改正規定（「  
法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分を除く。）、同法第

六十八条の八十八の二第二項ただし書の改正規定、同条第四項の改正  
規定、同条第五项第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を  
加える改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地  
方法人税」を加える部分を除く。）及び同法第九十四条第二項の改正  
規定並びに附則第九十一条第三項及び第一百二十三条第三項の規定

ト 第十一条の規定（同条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定、  
同法第三条に一項を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第

五条第一項第五号の改正規定、同法第二十四条の改正規定（同条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に改める部分を除く。）、同法第二十五条第一項第二号の改正規定、同法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十三条第五項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則第百三十六条第五項から第七項までの規定

チ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項の改正規定、第一条中所得税法第二百三条の三の改正規定及び附則第十八条の規定 平成二十七年十月一日

五 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

ロ イ 第一条中所得税法第二十八条第三項の改正規定、同法第五十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条の二第六項の改正規定、同法第九条第三項の改正規定、同法第三十七条の十一の改正規定、同法第三十七条の十五第一項の改正規定、同法第四十一条の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一条の十二の二第六項第一号ニの改正規定、同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規定並びに附則第四十四条及び第四十五条第四項の規定

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第八号の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十二条第一項第八号の三第二項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第一百六十一条の改正規定、同法第一百六十二条の改正規定、同法第一百六十四条の改正規定、同法第一百六十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第一款中同条の次に五条を加える改正規定、同節第二款中第一百六十六条の次に一条を加

える改正規定、同節第四款中第百六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十九条の改正規定、同法第百七十条の改正規定、同法第一百七十二条の改正規定、同法第一百七十三条の改正規定、同法第二百三十二条第一項の改正規定、同法第二百三十三条の改正規定、同法第二百三十四条の改正規定、同法第二百三十五条の改正規定、同法第二百三十六条の改正規定、同法第二百三十七条の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第三条、第七条、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで及び第十九条の規定

ロ 第三条の規定（同条中法人税法第二条第二十六号の改正規定、同法第二十六条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第三十四条の改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第六十二条の第七項の改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十九条第二項の改正規定（「第十一項」を「第十七項」に改める部分を除く。）、同法第八十条の二の改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十二条の十五第二項の改正規定、同法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法別表第二の改正規定を除く。）並びに附則第二十五条から第三十五条まで、第一百五十六条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第四号の改正規定に限る。）及び第一百六十条の規定

ハ 第四条の規定及び附則第三十六条の規定

二 第七条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定（「第一百四十五条第一項（外國法人に対する準用）」を「第一百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に改める部分に限る。）、同法第六十五条第三項第二号イの改正規定及び同号ロの改正規定

ホ 第八条中国税徵收法第三十六条第三号の改正規定

ヘ 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第四項の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第六条の二第一項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定（一）又は

税額等」を「次項において同じ。」又は「税額等」に、「更正（国税通則法）」を「更正（同法）」に、「この項において同じ。」又は「決定（国税通則法）」を「この項及び次項において同じ。」又は「決定（同法）」に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求（国税通則法第二十三条第一項）」に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第三項の改正規定（「（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条」を「、第八十二条及び第一百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分を除く。）、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第四十一条第一項の規定

ト  
第十条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「国内に恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める改正規定、同法第三条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第五条の二の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第六項に係る部分を除く。）、同法第五条の三の改正規定、同法第六条の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四第三項第四号の改正規定、同法第九条の四第四項の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同法第二十八条の四第五項第三号の改正規定、同法第三十一条第三項第四号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第六号の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定、同法第二章第四節の二を同章第四節の三とし同章第四節の次に一節を加える改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十一条の十二の二の改正規定（同条第六項第一号三に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十三第

五項の改正規定、同法第四十一条の十三の二の改正規定、同法第四十一条の十三の三の改正規定（同条第十三項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第二項第五号の改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十二条の改正規定、同法第四十二条の二の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第一項の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第八十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定」に改める部分に限る。）、同条第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定、同法第四十二条の五第二項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十三項の改正規定、同法第四十二条の六第十項の改正規定（「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の六第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に改める部分及び同項を同条第十九項とする部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定（同項を同条第十一項とする部分を除く。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第二項第三号の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法第四十二条の

十三第一項の改正規定（「第七十条の二まで」の下に「第一百四十四条及び第一百四十四条の二」を加える部分に限る。）、同法第六十一条の三第一項の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二条の六に規定する現物分配」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第二項第一号イ(2)の改正規定、同法第六十三条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の三の改正規定（「第一百四十五条第一項」を「第一百四十四条の八」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二十一項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第三章第七節の二中第六十六条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十六条の五の改正規定、同法第六十六条の五の二の改正規定、同法第六十六条の五の三第十項の改正規定、同法第六十六条の七第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の九の三第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十七条の八から第六十七条の十一までの改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定、同法第六十七条の十七（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の三の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三の四第三項の改正規定、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同法第六十八条の八十八第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二十二項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第六十八条の九十一第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九十三の三第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の百七の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定並びに附則第四十三条、第四十五条（第四項を除く。）、第四十六条第一項から第三項まで、第四十七条から第四十九条まで、第六十二条、第六十六条、第六十八条から第七十五条まで、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条から第九十四条まで、

第九十八条、第一百条から第百三条まで、第一百四条第一項から第四項まで、第一百五条、第一百二十三条第一項及び第二項並びに第一百二十十五条から

を「法人税法第二条第十二条の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改める部分を除く。) 及び同法第二十三条第五項の改正規定

リ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同条第六項の改正規定(「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める部分に限る。)、同条第五項の改正規定(「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とする部分を除く。)及び同条第四項の改正規定(同項を同条第五項とする部分を除く。)

又 第十六条中租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二条第二項の改正規定(「、第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に改める部分に限る。)

七 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

- イ 第一条中所得税法第一百六十六条の改正規定及び同法第二百三十五条の二第一項の改正規定並びに附則第十三条及び第二十二条の規定
- ロ 第二条の規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定
- ハ 第十条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定、同法第十条の五の四第二項第三号の改正規定(「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。)、同法第二十八条の四第一項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同法第三十三条第三項第一号の改正規定
- 二 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項、第十条の三の二第一項及び第十条の三の三第一項の改正規定並びに同法第十一条の四第六項の改正規定
- 八 第十一条中税理士法第三条に一項を加える改正規定及び附則第一百三十一条第一項の規定 平成二十九年四月一日

九 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定 平成三十年一月一日

十 次に掲げる規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第十一号の改正規定及び同法第二百五十四条の三第二項第一号の改正規定

ロ 第三条中法人税法第二条第二十六条号の改正規定

ハ 第十条中租税特別措置法第五条の二第二項の改正規定、同法第九条第一項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第二項第一号の改正規定、同法第四十条の四第八項及び第四十条の七第九項の改正規定、同法第六十六条の六第八項の改正規定、同法第六十六条の九の二第九項の改正規定、同法第六十七条の十五第二項の改正規定、同法第六十八条の九十第八項の改正規定、同法第六十八条の九十三の二第九項の改正規定並びに同法第八十三条の二第三項第一号ハの改正規定

十一 次に掲げる規定 電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日

イ 第一条中所得税法別表第一の改正規定

ロ 第三条中法人税法別表第二の改正規定

十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日

イ 第三条中法人税法別表第二の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第三十八条の改正規定（同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十九条第二項の改正規定（「第十一項」を「第十七項」に改める部分を除く。）、同法第八十条の二の改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十五第二項の改正規定、同法第八十二条の改正規定）

ロ 第七条中国税通則法第十五条第二項第三号の改正規定、同法第十九条第四項第三号ハの改正規定（「第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）」を「第一百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に改める部分を除く。）、同法第二十一条第二項の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第四十三条第二項の改正規定、同法第六十五条第三項第二号の改正

規定（同号イの改正規定及び同号ロの改正規定を除く。）、同法第十七条の二の改正規定、同法第七十五条第四項の改正規定並びに同法第八十五条第一項及び第八十六条第一項の改正規定

八 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一条の改正規定、同法第七条第一項の改正規定（「（）又は税額等」を「次項において同じ。」又は税額等」に、「更正（国税通則法）を「更正（同法）に、「（）の項において同じ。」又は決定（国税通則法）を「この項及び次項において同じ。」又は税額等」に、「（）の項において同じ。」又は決定（同法）に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求（国税通則法第二十三条第一項）に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」）を加える部分を除く。）及び同条第三項の改正規定（「（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条」を「、第八十二条及び第一百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分に限る。）並びに附則第四十一条第二項の規定

二 第十条中租税特別措置法第一条の改正規定、同法第四十二条の四第十八項の改正規定、同法第四十二条の五第十四項の改正規定、同法第四十二条の六第十一項の改正規定（「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に改める部分及び「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の九第八項の改正規定、同法第四十二条の十一第十一項の改正規定（同項を同条第十二項とする部分を除く。）、同法第四十二条の十二の三第十一項の改正規定、同法第六十二条第七項の改正規定、同法第六十二条の三第十二項の改正規定、同法第六十六条の三の改正規定（「第一百四十五条第一項」を「第一百四十四条の八」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の四第十六条の改正規定、同条第十七項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分に限る。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同条第五項第三号及び第四号の改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第六十六条の七第一

項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）

）、同法第六十六条の九の三第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の十一の二第五項の改正規定、同法第六十八条の八第五項の改正規定、同法第六十八条の九第十七項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第十二項の改正規定（「第五項の」を「第十二項の」に改める部分、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項に改める部分及び同項を同条第二十一項とする部分を除く。」）、同条第十一項の改正規定（「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第六十八条の十一第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び一に、「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に改める部分及び同項を同条第二十項とする部分を除く。）、同法第六十八条の十三第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同法第六十八条の十五第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五の二第六項の改正規定、同法第六十八条の十五の三第八項の改正規定、同法第六十八条の十五の四第十一项の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五的五第六項の改正規定、同法第六十八条の六十七第六項の改正規定、同法第六十八条の六十八第十二項の改正規定、同法第六十八条の八十七の改正規定、同法第六十八条の八十八第十七項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同条第十九項及び第二十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定、同条第五項第三号及び第四号の改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第六十八条の九十一第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の九十三の三第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の百八第三項の改正規定並びに同法第九十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第九十五条、第

九十六条、第二百三十五条及び第二百五十六条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第一号の改正規定に限る。）の規定

規定

ホ| 第二十九条中税理士法第三十三条第五項の改正規定

ヘ| 第二十九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十四条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十五条の二の二の二の二の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第一百四十四条の規定

ト| 第二十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第一項の表の改正規定

チ| 第十五条规定の構造の変化に対応した税制の構築を図るためにの所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第号）の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改める部分に限る。）及び同法附則第七十二条の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改める部分及び同条の表第十四項の項を次のように改める部分に限る。）

リ| 第十六条规定の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第号）の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改める部分に限る。）及び同法附則第三十三条第一項の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める」に改める部分並びに同条の表第十一項の項及び第十二項の項を次のように改める部分に限る。）

ヌ| 第十七条规定の一部を改正する法律（平成二十五年法律第

五号) 附則第七十五条の表第十三項の項の改正規定

十三 第三條中法人税法第三十四条第一項第三号イ(2)の改正規定 会社法

十四 の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日

十五 第六条の規定及び附則第三十八条の規定 子ども・子育て支援法( 平成二十四年法律第六十五号)の施行の日

十六条 第十条中租税特別措置法第六条第九項の改正規定及び同法第四十二条の二第八項の改正規定並びに附則第四十六条第四項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十七条 第十条中租税特別措置法第十四条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、同法第三十三条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項第八号の改正規定、同項第十三号口の改正規定、同法第四十七条の二第一項の改正規定、同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、同法第六十五条の四第一項第八号の改正規定、同項第十三号口の改正規定、同法第六十八条の三十五第一項の改正規定、同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)及び同法第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十三条第八項、第八十四条第八項及び第一百五十五条第八項の規定 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日

十八条 次に掲げる規定 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行日のいすれか遅い日

十九 第十条中租税特別措置法第十四条の二第二項第二号の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定(「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)

二十 同条第十一項の改正規定(「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。)、同法第四十二条の五第二項の改正規定(「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)、同条第五項の改正規定(「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。)、同法第四十二条の六第五項の改正規定(「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え

る部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「第四十二条の十一第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第四十二条の十一第五項、」を「次条第五項、第四十二条の十一第五項及び」に改め、「第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を削る部分に限る。）、同法第四十二条の十の改正規定、同法第四十二条の十一第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）

、同条第五項の改正規定（「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「前条第五項及び第四十二条の十二の三第五項」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定（「十二の三第五項」に改める部分に限る。）、同条第十一項の改正規定、同条第十三項とする改正規定、同条第十一項の改正規定（同項を同条第十二項とする部分に限る。）、同条第十項を同条第十一項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の十二第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十二の二第二項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同条第三項第二号イの改正規定（「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の三第二項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条第五項の改正規定（「第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「第四十二条の十第五項及び第四十二条の十一第五項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「第四十二条の九、」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、」を加える部分及び同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第四十二条の九第二項」の下に「、第四十二条の十第三項」を加える部分に

限る。）、同条第三項の改正規定（「第四十二条の九第三項」の下に  
一、第四十二条の十第四項」を加える部分に限る。）、同法第四十七  
条の二第三項第二号の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規  
定（「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十  
二条の十一第一項」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項  
第二号の改正規定（「第四十二条の六」の下に「、第四十二条の十」  
を加える部分に限る。）、同法第六十条の二の改正規定（同条第一項  
中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に  
改める部分を除く。）、同法第六十二条第一項の改正規定（「第四十  
二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に  
限る。）、同法第六十二条の三第一項の改正規定（「第四十二条の九  
第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）  
同条第八項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四  
十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十三条第一項  
の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第  
五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の三の四第二項の改  
正規定（「第四十二条の九第二項」の下に「、第四十二条的十第三項  
「を加える部分に限る。」）、同法第六十八条の九第一項の改正規定（  
「第六十八条的十三」の下に「、第六十八条的十四第二項、第三項及  
び第五项」を加える部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（「第  
六十八条的十三第四項」の下に「、第六十八条的十四第五項」を加え  
る部分に限る。）、同法第六十八条的十第二項の改正規定（「第六十  
八条的十三」の下に「、第六十八条的十四第二項、第三項及び第五项  
「を加える部分に限る。」）、同条第五項の改正規定（「第六十八条的  
十三第四項」の下に「、第六十八条的十四第五項」を加える部分に限  
る。）、同法第六十八条的十一第五項の改正規定（「第六十八条的十  
三第四項」の下に「、第六十八条的十四第五項」を加える部分に限  
る。）、同条第二項の改正規定（「第六十八条的十三」の下に「、第六  
十八条的十四第二項、第三項及び第五项」を加える部分に限る。）、  
同法第六十八条的十三第一項の改正規定（「第六十八条的十五第二項  
「を「次条第二項、第三項及び第五项、第六十八条的十五第二項」に  
改める部分に限る。」）、同条第四項の改正規定（「第六十八条的十五  
第五項」を「次条第五項、第六十八条的十五第五项」に改める部分に

限る。）、同法第六十八条の十四の改正規定、同法第六十八条の十五第二項の改正規定（「第六十八条の十二」の下に「、前条第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第六十八条の十三第四項」の下に「、前条第五項」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第六十八条の十五の二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十五の三第二項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十五の四第二項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十五の四第二項の改正規定（「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十五の六第一項の改正規定（「第六十八条の十三、」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、」を加える部分及び同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第六十八条の十三第二項」の下に「、第六十八条の十四第三項」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第六十八条の十三第三項」の下に「、第六十八条の十四第四項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十一」を「第六十八条规定、同法第六十八条的四十一项的改正规定（「第六十八条的十一」的下に「、第六十八条的十四」を加える部分に限る。）、同法第六十八条的六十三的二的改正规定（同条第一项中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条的六十七的第一项的改正规定（「第六十八条的十三第四项」的下に「、第六十八条的十四第五项」を加える部分に限る。）、同法第六十八条的六十八的第一项的改正规定（「第六十八条的十三第四项」的下に「、第六十八条的十四第五项」を加える部分に限る。）、同条第八项的改正规定（「第六十八条的」を加える部分に限る。）

「十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える部分に限る。)、同法第六十八条の六十九第一項の改正規定(「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える部分に限る。)及び同法第八十三条の改正規定並びに附則第五十三条第七項、第八十一条、第八十四条第七項、第一百十条及び第一百十五条第七項の規定

口 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定(「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)、同法第十七条の二の二第二項の改正規定(「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第一項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)、同法第十七条の二の三第二項の改正規定(「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)、同法第十七条の三第一項の改正規定(「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)、同法第二十五条の二第二項の改正規定(「第四十二条の九」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)、同法第二十五条の二第二項の改正規定(「第六十八条の二の三第二項」を加える部分に限る。)、同法第二十五条の二第二項の改正規定(「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)、同法第二十五条の三第一項の改正規定(「第六十八条の二の三第二項」を加える部分に限る。)及び同法第二十五条の三第一項の改正規定(「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)及び同法第二十五条の三第一項の改正規定(「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)及び同法第二十五条の三第一項の改正規定(「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。)

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために

必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第二号の改正規定（「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改める部分に限る。）及び同項第四号の改正規定（「及び第二項」の下に「、第六十八条の十四第二項及び第三項」を加える部分に限る。）

二 第十五条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条の表第二項の項の改正規定（「新租税特別措置法第四十二条の九」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第十三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（「新租税特別措置法第四十二条の九第四項」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法附則第七十二条の表第二項の項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八条の十三」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第十三項及び第五項」を加える部分に限る。）及び同表第五項の項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を加える部分に限る。）

ホ 第十六条中租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の表第二項の項の改正規定（「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に改める部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（「第四十二条の十一第五項」を「第四十二条の十一第五項、第四十二条の十一第二項」に改める部分に限る。）、同条第五项、第四十二条の十一第五項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第四十二条の九、第四十二条の十一」を「第四十二条の九」に改める部分及び「第四十二条の九第一項」の下に「、第四十二条の十第二項」を加える部分に限る。）、同法附則第三十三条第一項の表第二項の項の改正規定（「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項」に改める部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「第六十八条の十三、第六十八条の十五」を「第六十八条の十三」に改める

部分及び「第六十八条の十三第一項」の下に「、第六十八条の十四第二項」を加える部分に限る。)

十八 第十条中租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十八条の六十四第一項の改正規定、同法第七十条の四第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同条第十項第二号の改正規定、同法第七十条の六第一項の改正規定（「及び第二十項」を「から第二十一項まで」に、「第三十八項第三号」を「第三十九項第三号」に、「第三十九項第五号」を「第四十項第五号」に改める部分を除く。）及び同条第十二項第二号の改正規定並びに附則第五十九条第五項、第九十条第四項、第一百二十二条第四項及び第一百二十八条第十二項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）の施行の日

十九 第十条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定、同法第三十三条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第三十三条の六第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十二号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十二条の三第四項第九号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定、同項第十一号の改正規定、同法第六十五条第一項第六号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十二号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同条第二項及び第二項の改正規定、同法第六十八条の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第七十六条の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同条に一項を加える改正規定並びに附則第五十九条第一項及び第四項、第九十条第三項並びに第一百二十二条第三項の規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）の施行の日

二十 第十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第十号の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定（同項の表の第四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項第十号の改正規定及び同法第六十五条の七第一項の改正規定（同項の表の第四号の次に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五十九条第三項及び第十一項、第九十条